

株式会社オフィスビル総合研究所
本田広昭

わが国でも、ようやく街並みや都市景観に対する本格的な取り組みが行われそうだ。「美しい国づくり政策大綱」(2003年7月発表 国土交通省)がそれである。来年度には「景観基本法」を制定して、美しい国づくりを国家プロジェクトにしようとの意気込みが伝わってくる。

今回の本気さの度合いをどこで感じられるかということ、政策が具体的で強制力を伴わせようとしている点であろう。15項目41例の具体的施策が公表されているが、オフィスビルが立地する都市部の景観に関連する例を取り上げてみよう。

- ・ 都市公園の整備、都市空間の緑化、緑地保全を一体推進する(平成16年度目標)
- ・ 道路標識柱について景観に配慮した色彩を採用(平成16年度に対応)
- ・ 高層ビルの航空障害灯を、景観にも配慮した基準改正を行う(平成15年度に対応)
- ・ 良好な景観の保全のために、屋外広告物法の許可対象区域を拡大し、違反広告物の除去など規制を強化する。(平成16年度目標)
- ・ 電線類の地中化の推進(平成16年度「電線類の地中化計画」の策定) など。

このほかに、歩道の放置自転車やバイク、置き看板や幟(のぼり旗)捨て看板の厳しい規制を加えれば、建物の高さをそろえるなどの荒療治(現実的には不可能に近い)を行わなくとも、都市景観は見違えるほどきれいになることは、国民の誰でもが理解するところである。実行あるのみである。

この規制で不利益となる人にどう対応するかが重要な課題であろう。歩道へのポイ捨てたばこや放置自転車、置き看板などは本来禁止されているものなのだから、罰則を強化しても不利益の対象とはいえない。

オフィスビルの屋外広告物は、現在の野放し状態から見ると規制強化による不利益が発生する可能性がある。屋上の広告塔や袖看板は建物所有者の収入源であることが多く、広告主が期待する広告効果を妨害することになる。

ヨーロッパの街並みと違い、過去に厳しい規制をしてこなかった広告物を撤去させるには無理があるので、大きさや形、色などデザインコードで統一性を図るよう規制することになるだろう。改造費の補助などの必要は若干あるが、補えない分は、都市景観の向上によって建物や広告の価値も高まるはずであり、相殺勘定となるべきものだろう。

「景観基本法」の制定は、その気があるのに為す術を見つけれなかった国民へのGOサインとなって欲しい。